

兵庫県公報

平成19年7月13日 金曜日 第1892号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告 示

○漁船保険の付保義務の消滅（水産課）	ページ	1
○漁船保険の付保義務の発生（同）	1	
○公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	1	
○宅地建物取引業者の事務所の所在地の不確知（都市政策課）	2	
○土地区画整理事業の事業計画の変更認可（市街地整備課）	2	

公 告

○特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（参画協働課）	3
○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	5
○同 上（同）	8
○新住宅市街地開発法第27条第2項に基づく工事完了公告（まちづくり課）	10
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（同）	10

辞 令

○八木隆三郎ほか	10
----------	----

告 示

兵庫県告示第786号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、平成15年兵庫県告示第905号（付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、平成19年7月24日限りで消滅する。

平成19年7月13日

兵庫県知事 井戸 敏三

赤穂市加入区

兵庫県告示第787号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、平成19年7月25日から発生する。

平成19年7月13日

兵庫県知事 井戸 敏三

赤穂市加入区

兵庫県告示第788号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、明石市中之番土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成19年7月13日

兵庫県知事 井戸 敏三

公共測量（土地区画整理）

2 作業期間

平成19年6月21日から同年9月21日まで

3 作業地域

明石市大久保町大窪地域

兵庫県告示第789号

次の宅地建物取引業者の事務所所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定により、その旨公告する。

この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申し出がないときは、同条の規定により告示の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成19年7月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 被処分者

商 号 有限会社タカ・コーポレーション

代表者氏名 武部 隆紀

事務所所在地 神戸市中央区小野柄通3-1-11 芙蓉ビル北館202

免許番号 兵庫県知事(1)第010804号

免許年月日 平成15年4月7日

2 処分の内容

免許の取消し

兵庫県告示第790号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定により、太子町田中農住土地区画整理事業の事業計画の変更を平成19年7月3日に認可した。

平成19年7月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があつたので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランタリー活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあつた年月日から2月間とする。

平成19年7月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1(1) 申請のあつた年月日 平成19年6月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人すまいる Himeji

イ 代表者の氏名 八木 美津代

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市亀山305番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、社会参画促進や生活支援に関する事業を行い、すべての人が心豊かに安心して暮らせるよう、生きがいある生活環境づくりを通じて、障害者福祉の向上に寄与することを目的とする。

2(1) 申請のあつた年月日 平成19年6月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人 KOBE 鉄人 PROJECT

イ 代表者の氏名 正岡 健二

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市長田区久保町六丁目1番1-401号

エ 定款に記載された目的

この法人は、子どもたちを含めた市民及び地域の企業や団体に対して、アニメ文化の振興と地位向上のための事業、アニメ文化を通じた多世代の交流や子どもの健全育成に関する事業、及びロボット産業やアニメーション産業の振興に関する事業を行い、地域全体の総合的なまちづくりと経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

3(1) 申請のあつた年月日 平成19年6月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人なのはな

イ 代表者の氏名 間狩 光恵

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市北区北五葉1丁目2番3号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、生活支援及び社会参画促進に関する事業を行い、障害者福祉の増進、生きがい創造と、すべての方々が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

4(1) 申請のあつた年月日 平成19年6月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO 法人奄美群島活性化プロジェクト NUGA

イ 代表者の氏名 得本 嘉三

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区北野町四丁目14番5号北野101

エ 定款に記載された目的

この法人は、奄美地域におけるまちづくり・まちおこしを積極的に推進することによって奄美地域の魅力を広く発信して交流人口の増大を図り、合わせて雇用機会の創出にも取り組み、もつ

て奄美地域の経済活力の創出と活性化に寄与することを目的とする。

5(1) 申請のあった年月日 平成 19 年 6 月 29 日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人住宅改修支援センター

イ 代表者の氏名 石岡 信吾

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市甲子園町 7 番 6 号

エ 定款に記載された目的

この法人は、西宮市を中心として社会的に弱い立場にある高齢者、障害者に対して、安心で、健全な生活を過せるよう、住宅に関する消費者保護制度の普及・啓発事業、行政が行う住宅に関する消費者相談に対する協力事業、住宅改修に関する情報提供・相談事業及び福祉に関する相談・助言事業を行い、もって安心で、健全なまちづくりを行うことにより公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

6(1) 申請のあった年月日 平成 19 年 6 月 29 日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ハートライフ福祉協会

イ 代表者の氏名 正木 みつ子

ウ 主たる事務所の所在地 川西市水明台 1 丁目 1 番地の 143

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢及び障害、病気療養等の理由により、一人で理容室・美容室へ行くことが出来ない人に対して地域の中での相互扶助の精神を大切にした訪問理容・美容のサービスに関する総合的な事業、及び中高年者に対する爽快健康美容増進事業等により、地域福祉の活性化、向上発展に努め、もって真に人間性あふれた、より住み易い明るく生きがいのある地域社会の創造に寄与することを目的とする。

7(1) 申請のあった年月日 平成 19 年 6 月 29 日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ハート＆ラブ

イ 代表者の氏名 菅原 直

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市長田区戸崎通 3 丁目 9 番 12 号

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、高齢者福祉と青少年教育を並行して推進しながら、世代間の交流の活性化や幅広い世代が愛を持って互いに助け合うコミュニティーの形成を目指し、キリストの博愛の精神に基づき、介護保険法事業及び青少年を対象とするスポーツ・音楽・文化活動の企画・運営事業を行い、幅広い世代の人々が健やかに暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

~~~~~

**特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請**

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランタリー活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成19年7月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1(1) 申請のあった年月日 平成19年6月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人五色ホースクラブ

イ 代表者の氏名 滝本 真弓

ウ 主たる事務所の所在地 洲本市五色町鮎原三野畑597番地

エ 定款に記載された目的

この法人は障害者・児及び高齢者に対して、馬と触れ合うことによる心身のケアを目的とした乗馬教室、飼育体験教室など健康・福祉に関する事業を行い、障害を負うことによって失われた生きがいや自己の役割の回復及び引きこもりからの脱却など心理的・社会的側面でのサポートと、各人がより主体的な生活を送るための生活の質の改善や向上に寄与することを目的とする。

2(1) 申請のあった年月日 平成19年6月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人伝統軸組建築推進会

イ 代表者の氏名 木下 伸一

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市兵庫区三川口町二丁目4番8号

エ 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対して木造軸組の伝統構法に関する普及を図るとともに、伝統技術職人の養成支援や設計士等に対する伝統構法の専門的・技術的援助を通して、伝統技術・伝統構法の伝承を図り、もって、木と森の文化に根ざしたまちづくりに寄与することを目的とする。

3(1) 申請のあった年月日 平成19年6月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人消費者協会宝塚

イ 代表者の氏名 西田 田鶴子

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市売布2丁目5番1号ピピアめふ1

エ 定款に記載された目的

この法人は、消費者の権利確立および持続可能な循環型社会創造のために消費生活の向上、消費者の保護に関する活動を着実に実践して、社会の発展向上に寄与することを目的とする。

4(1) 申請のあった年月日 平成19年6月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人デフピープル

イ 代表者の氏名 岡野 安雅

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区元町通6丁目7番10号元町関西ビル5階

エ 定款に記載された目的

この法人は、聴覚障害者に対して、精神的、社会的及び肉体的な自立による積極的な社会参加の促進に関する事業を行い、福祉社会の創造に寄与することを目的とする。

5(1) 申請のあった年月日 平成 19 年 6 月 27 日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人神戸発明研究会

イ 代表者の氏名 岡本 好晃

ウ 主たる事務所の所在地 明石市二見町東二見 384 番地の 1

エ 定款に記載された目的

この法人は、発明・考案に関する研究啓発と製品化促進を目指し、進んで地域社会の関心と技術水準を高め、産業文化の発展に寄与するための相談・講演等の事業を行い、広く公益に貢献することを目的とする。

6(1) 申請のあった年月日 平成 19 年 6 月 27 日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人アイアイネット

イ 代表者の氏名 井上 雅晴

ウ 主たる事務所の所在地 三木市大村 1093 番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者とその家族、及び子育て中の家族に対し、自宅介護支援事業、小規模デイサービス事業、福祉に関する相談、助言、講演会などを通して、出会いを大切に自立して生活ができるここと、ともに触れ合っていける地域社会づくりを目的とする。

7(1) 申請のあった年月日 平成 19 年 6 月 27 日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人愛逢

イ 代表者の氏名 坂本 敬子

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市小中島 1 丁目 20 番 21 号

エ 定款に記載された目的

この法人は、在宅で介護が必要な高齢者、障害者（児）やその家族、子育て中の父母に対して生活支援、子育て支援など福祉に関する事業を行い、誰もが安心して暮らせるまちづくりと福祉の増進に寄与する事を目的とする。

8(1) 申請のあった年月日 平成 19 年 6 月 27 日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人谷崎文学友の会

イ 代表者の氏名 辰巳 都志

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市池開町 6 番 46 号 武庫川女子大学文学部 辰巳研究室

エ 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対して、谷崎潤一郎文学を中心とした関西文化に関する事業を行い、文化・教育・まちづくりの推進に寄与することを目的とする。

9(1) 申請のあった年月日 平成 19 年 6 月 27 日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人 KOBE ふれあいの会

イ 代表者の氏名 川口 重義

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区宮本通 2 丁目 1 番 39 号

エ 定款に記載された目的

この法人は、福祉での様々な問題について、実践を通して理解し、個人を尊重した福祉社会の実現を目指して活動することにより、福祉分野の発展に寄与することを目的とする。

10(1) 申請のあった年月日 平成 19 年 6 月 28 日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人輝すてっぷ

イ 代表者の氏名 田代 千賀子

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市北区筑紫が丘7丁目1番地の8

エ 定款に記載された目的

この法人は、神戸市北区を中心とする住民に対して、福祉活動の推進および子育て支援などの事業を行い、高齢者や障害者など誰もが安心して住むことの出来るコミュニティづくりに寄与することを目的とする。

11(1) 申請のあった年月日 平成 19 年 6 月 28 日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人明石インターネットパワーズ

イ 代表者の氏名 嶋中 聰

ウ 主たる事務所の所在地 明石市大久保町大久保町 269 番地の 8

エ 定款に記載された目的

この法人は、パソコンコンピュータ（以下「パソコン」という。）及びインターネットの利用に関する幅広い分野で、調査研究を行うとともに、不特定多数の市民・団体等に対して、情報格差の是正、地域情報の整備、家庭と教育に関する情報化など市民生活をより豊かにするための事業を行い、パソコン及びインターネットの利便性をあらゆる人々が安心して享受できる環境を整備し、もって社会教育、まちづくり等の公益の増進に寄与することを目的とする。

12(1) 申請のあった年月日 平成 19 年 6 月 28 日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人情報社会生活研究所

イ 代表者の氏名 小橋 昭彦

ウ 主たる事務所の所在地 丹波市春日町中山 1150 番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、市民や団体に対して、情報社会における生活者の視点からの知識提供や活動支援等に関する事業を行い、幸福感のある社会の発展に寄与することを目的とする。

13(1) 申請のあった年月日 平成 19 年 6 月 28 日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人くぬぎ

イ 代表者の氏名 大倉 正也

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市鳴尾町2丁目5-20

エ 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者小規模作業所の運営、精神障害者とその家族の支援相談、そして精神保健福祉の啓発や交流に関する事業を通じて、一般市民との相互理解・協力を深め、当事者とその家族を取りまく環境をより豊かにし、地域での当事者の自立した生活および社会参加を促進することを目的とする。

~~~~~

特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があつたので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランタリー活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあつた年月日から2月間とする。

平成19年7月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1(1) 申請のあつた年月日 平成19年6月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人めふのお家

イ 代表者の氏名 中江 幸一

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市売布3丁目9番17号

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢、あるいは障害をもつても今までの生活、習慣、趣味などが継続できる社会がくることを望み、在宅の要介護者に対して、デイサービス・介助者派遣・グループホームなどに関する事業を行い、社会及び地域福祉の向上に寄与する。

2(1) 申請のあつた年月日 平成19年6月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人白ゆり会

イ 代表者の氏名 後藤 悅司

ウ 主たる事務所の所在地 西脇市和布町166番地の3

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域で生活する精神障害者の生きがいと仲間作りの場として障害者自立支援法に基づく地域活動支援センター等を運営し、そこを拠点に広く地域に情報を発信していくことで、精神障害に対する理解を拡げ、精神障害者のニーズに対応してその地域生活を支援し、誰もが安心して、生き生きと暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

3(1) 申請のあつた年月日 平成19年6月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人はなみずき

イ 代表者の氏名 吉田 明

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市伊予志3丁目12番37号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者が地域で自らが希望する生活の実現をめざし、さらに働く喜びを見出すことのできる場を提供するために小規模作業所を運営するとともに、障害者福祉に関する相談、障害者に対する市民の理解を深めるための啓発活動、並びに障害者の自立支援に関する事業を行い、健全な地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

4(1) 申請のあつた年月日 平成19年6月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人にじのかけ橋

イ 代表者の氏名 武田 純子

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市東灘区御影本町5丁目2番14号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人々や高齢者及びその家族に対して、生活支援や自立支援など福祉に

関する事業活動とともに、自らの社会参加を促す地域コミュニティ作りの推進及び福祉関係団体や地域の方々との連携を図ることにより、障害をもつ方々や高齢者の方々が住み慣れたまちで安心して生き生きと暮らせるまちづくりや地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

5(1) 申請のあった年月日 平成19年6月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人キャリアネット明石

イ 代表者の氏名 武 新次郎

ウ 主たる事務所の所在地 明石市桜町2-22

エ 定款に記載された目的

この法人は、腎臓疾患患者、障害者及び高齢者が住みなれた地域において、家族、近隣の人たち等との相互協力を通じて、障害者や高齢者が自ら生きるための生活支援や自立支援など福祉に関する活動、キャリアカウンセリングやキャリアマネジメントを通じ働く意欲と能力を向上させ社会参加を支援し、もって地域医療及び地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

6(1) 申請のあった年月日 平成19年6月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人 WELnet さんだ

イ 代表者の氏名 小杉 崇浩

ウ 主たる事務所の所在地 三田市弥生が丘1丁目1番地の2

エ 定款に記載された目的

この法人は、さんだの地において、福祉・教育・労働・医療その他様々な立場で活動する人たちが、それぞれの立場で培った知恵と力を持ち合い、生活に支援の必要としている一人一人の市民のために、包括的な支援を行っていくこと及び、そのためのネットワーク構築により、公益の増進に寄与することを目的とする。

7(1) 申請のあった年月日 平成19年6月28日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ひょうご頭脳センター

イ 代表者の氏名 六田 伸彦

ウ 主たる事務所の所在地 赤穂郡上郡町光都3丁目5番1号

エ 定款に記載された目的

この法人は、英語や科学実験および情報技術を取り入れた保育ならびに教育に関する事業を行うことによって、女性の社会進出と国際的人材育成の基礎作りに寄与することを目的とする。

8(1) 申請のあった年月日 平成19年6月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人かめのすけ

イ 代表者の氏名 三宅 直基

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市津門西口町10番12-103号室

エ 定款に記載された目的

この法人は、西宮市内を中心とする重度障害者の地域生活支援を行うと共に、介助者の相互支援、研修などをを行い、障害が重くとも地域で生活していく社会作りに寄与することを目的とする。

9(1) 申請のあった年月日 平成19年6月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人つばさ

イ 代表者の氏名 田中 和子

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市西区王塙台5丁目91-2 雄姿マンション105号

エ 定款に記載された目的

この法人は、身体・知的・精神障害者及び高齢者が自立した日常並びに社会生活を送ることができるように相談・支援活動に関する事業を行い、身体・知的・精神障害者及び高齢者が生活しやすい社会の構築と地域福祉の向上、増進に寄与することを目的とする。

新住宅市街地開発法第27条第2項に基づく工事完了公告

新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）に基づき神戸市が施行している西神地区新住宅市街地開発事業のうち、次の工区の工事は完了した。

なお、工事が完了した工区を表示した図書は、神戸市役所において縦覧に供する。

平成19年7月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

工事完了工区

II-12-2-4工区、V-9-3工区

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成19年7月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

たつの市揖保川町山津屋字早瀬108番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

たつの市揖保川町神戸北山155番地23

ヤタキホーム 矢 潤 敬 三

3 許可年月日及び許可番号

平成19年5月23日

兵庫県指令西播（建）第1-14-2号（18たつの）

辞 令

平成19年6月30日付

（県立のじぎく療育センター副院長兼療育部小児科部長）

八木 隆三郎

願により兵庫県職員を免ずる

平成19年7月1日付

小田 茂

兵庫県公安委員会委員に任命する